

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第3回会合 議事録

1. 日時：平成18年3月30日（木）9:15～10:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング（税理士）
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員

○財務省

国税庁長官官房総務課 国税企画官 山崎 浩二

課長補佐 藤原 智

国税庁長官官房人事課 課長補佐 大西 国彦

○鈴木主査 それでは、第3回の「規制改革・民間開放推進会議重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW」の会合を始めます。

10時まで45分間で、財務省から税理士に関して御説明いただきたいと思います。質問については、以前に質問票を出しておりますから、それにのっとって最初に10分ぐらいで御説明いただいて、あとは質疑をさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎国税企画官 国税庁総務課国税企画官の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

それでは、お手元の資料に沿いまして、税理士について御説明させていただきます。

資料につきましては「税理士制度の概要」という1枚紙と、御指示いただきました調査票、参考資料といたしまして、関係法令を3点お配りさせていただいているかと存じます。まず「税理士制度の概要」について、御説明させていただきます。

税理士法の第1条におきまして、税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという、いわゆる公共的使命を有しているという点に大きな特徴がございまして、税理士は申告納税制度の適正かつ円滑な運営に当たって、極めて重要な役割を果たしております。

税理士制度は、昭和17年制定の税務代理士法というものを基盤といたしまして、昭和26年に新たに税理士法が制定されたことを受けて誕生したものでございます。その後、何回かの改正を経まして、平成13年には税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえて、規制緩和の要請や納税者利便の向上と信頼される税理士制度の確立を目指す観点から、税理士法人制度の創設ですとか、税理士試験の制度の見直し、あるいは新書面添付制度

の創設等を内容とする大幅な改正が行われて、現在に至っているところでございます。なお、新書面添付制度というものは、税理士が他人の申告書の作成に当たりまして行った計算、整理した事項を記載した書面を添付している申告書について、税務当局がこれを更正しようとする場合には、その前に書面を作成した税理士に意見を述べる機会を与えなければならないという制度が従来からございましたけれども、これを一歩進めて、納税者に調査の通知をする前にも意見陳述の機会を与えることにしたものでございます。

なお、以下の部分につきましては、この後の調査票の御説明にも関連いたしますので、その際にお話をさせていただきます。

それでは、調査票の方の説明に移らせていただきます。

「１．資格の名称」は、税理士。

「２．所管府省庁」は、財務省設置法第 19 条により税理士業務の適正な運営の確保を図ることは、国税庁の任務とされておりまして、これに基づき税理士に対する指導・監督事務を私どもが行っているところでございます。

「３．登録・入会制度について」でございますが、税理士となる資格を有する者が税理士となるためには、日本税理士会連合会、日税連と呼んでおりますけれども、これに備える税理士名簿に登録を受ける必要がございます。平成 18 年 2 月末現在で、6 万 9,181 人が税理士名簿に登録を受けておりますほか、1,065 社の税理士法人が登録されているところであります。

日税連は、税理士法第 49 条の 13 の規定に基づき設立された特別法人でありまして、税理士会及びその会員であります税理士に対する指導・連絡・監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務を行うことにしております。

制度の概要は、冒頭申し上げましたように、税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を担っておりまして、日税連と各税理士会は税理士がこのような公共的な使命を果たすことができるように、指導・連絡・監督等の事務を行っているものであります。

例えば、税理士の資質の向上のため研修を実施いたしますほか、税理士の社会貢献に基づく税務支援事業を行っております。これは確定申告の時期などに税理士会の無料税務相談などとして行われているものでございまして、小規模納税者や税務指導が必要な者に対して、原則無償で税務に関する相談等を実施している事業のことでございます。こういった税務支援事業を各税理士会の会則等に定め、税理士に従事させているところでございます。

こういった事務が税理士の自治的団体である日税連と税理士会において、全国の斉一的・一元的に行われることで、その実効性が担保され、税理士制度が円滑に機能するという観点から強制加入制が置かれているところでございます。

「４．報酬規定について」のところでございます。平成 13 年の税理士法改正によりまし

て、平成 14 年 3 月末をもって、税理士会会則の記載事項から報酬の最高限度に関する規定が削除されております。これに伴いまして、従来あった日税連の税理士業務報酬規定といったものは廃止されておまして、現在各会員は自由な意思の下に報酬額を算定し、委嘱者に請求できることになっております。

○鈴木主査 済みません。スピードアップしていただけませんか。

○山崎国税企画官 はい。

一方、日税連では資格者団体の報酬に関しまして、平成 13 年に公正取引委員会から考え方が公表されたことを受けまして、報酬算定についての基本的考え方や報酬規定の様式をとりまとめたガイドラインを平成 14 年 2 月に作成して、公表しております。このガイドラインは、従来の報酬規定とは大きく異なりまして、一切の数値を示しておりませんで、税理士業務の法令上の解釈やさまざまな考えられる業務の形態、あるいは報酬算定要素の例示等を主な内容としているところでございます。

「5. 広告規制について」でございます。日税連の税理士会綱紀規則におきまして、会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができると規定し、広告は原則として自由化されております。

しかしながら、利用者の正しい選択を容易にし、あるいは利用者を保護するとの観点から、日税連では税理士会会員の業務の広告に関する準則というものを定めておまして、例えば事実に合致していない広告、ミスリードまたは誤認のおそれのある広告、誇大または過大な期待を抱かせる広告については、禁止しているものであります。

「6. 資格取得試験について」のところでございますが、税理士試験は税理士法に基づき実施されておまして、受験者数、合格者数の推移は別紙に示させていただいたとおりでございます。各年度の合格率については、大きな変化はございません。

現状において、資格保有者が多いか少ないかという点は、何とも申し上げられませんが、確定申告時期等、税務事務が一時に集中し、税理士が不足するような場合には、納税者の便宜を図るため、税理士以外の者、例えば地方公共団体の職員ですとか、あるいは農協、漁協の職員等に臨時に税務書類の作成を行う許可、いわゆる臨税の許可というものを示しておまして、限定的に税理士業務を行うことを認めているところであります。また、税理士試験では、税法 3 科目、会計学 2 科目の合格が求められております。現在税理士試験について、資格取得の容易化の観点から検討している事項はございませんが、税理士試験は科目合格制を採用しておまして、会計事務所等で仕事をしながら自分のペースで受験されている方も少なくないほか、試験問題の持ち帰りについても認められているところであります。

関連資格等との試験科目の共通化、あるいは免除につきましては、公認会計士試験との間でごらんのように、相互に試験科目の一部について免除が認められるようになっております。

最後の受験資格につきましては、大きく学識によるものと、職歴によるものがあります。

平成 13 年の税理士法の改正で、職歴については事務の従事年数が職業の内容により分かれていたものを、一律 3 年に見直したほか、学識につきましては、大学、短大等のほかに、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる、いわゆる専門学校修了者についても、新たに受験資格が認められたところであります。

「7. 罰則規定について」であります。国税庁では税理士法に違反する行為等を行っている者に関する情報の収集に努めるとともに、必要に応じて税理士の実態確認を行っておりまして、税理士法に違反する行為等を行っている者がいれば、最終的には財務大臣から懲戒処分を行っておるところでございます。

具体的にはそこにありますように、故意に真正の事実を反した税務書類を作成したり、脱税相談を行う。あるいは税理士法などの法令の規定に違反した場合などに、戒告、1 年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止の懲戒処分を行っているところであります。

一方、日税連、各税理士会では、会員が税理士に関する法令、日税連または税理士会の会則や規則に違反した場合に、訓告のほか 1 年以内の会員権の停止処分を行っているところであります。会員権というのは、役員の選挙権や被選挙権、施設利用権、会議への出席権等であります。そういったものが停止されるということであります。

なお、これらの処分は日税連等の設立目的に従いまして、会員である税理士に対する監督の一環として行っているものでありますが、法的な懲戒処分との整合性に関して、特段の定めは設けられていないと承知しております。

「8. 免許の更新」であります。更新制度や定期的な講習等を行われておりません。ただし、税理士会では税理士法 49 条の 2 第 2 項 6 号に基づきまして、会員の研修に関する規定を会則で定めるとされたことを受けまして、税理士会研修細則を定めておりまして、会員である税理士に対しまして、日税連や各税理士会等が実施する研修を 1 年間に 36 時間以上受講するよう努力義務を課しているところであります。

また、日税連では税理士会と同様に研修規定を作成しておりまして、税理士業務の改善進歩及びその資質の向上を図るために、全国研修や公開研究討論会の開催など、研修に関するさまざまな施策を実施しておるところであります。

非常に簡単で恐縮でございますが、以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。どなたでも、どこからでも結構です。

○安念専門委員 今回、各省庁さんにお出ましをいただいて、お話を伺うについての 1 つの重要なポイントは、強制入会制の是非なんです。税理士さんの場合、強制入会でないとする、どのような不都合が差し当たって考えられましょうか。

○山崎国税企画官 説明させていただきましたように、税理士としての公共的使命というのが非常に大きな特徴としてございまして、それに基づいて税理士の社会貢献事業ということで、例えば確定申告の時期などについて無料税務相談等をやっている

わけでございますけれども、そういったものを無償でやっていただくということにつきましても、強制入会、全員が参加するということが前提で成り立っているような制度だと思いますし、そういったものを組織的に行う、税理士さんもいろいろな地域で多い、少ないがございますから、税理士会の中でいろいろな調整を行った上、そういった相談業務等をやっていただいているわけでございますが、組織的な強制入会という裏づけがなければ、そういったこともなかなか難しくなってくるというようなことがあろうかと思います。

○鈴木主査 それは議論になってしまうけれども、専門職業的な仕事ですね。ですから、準則というようなものははっきり出ている。それを調べるのは税理士の職業上の義務なのだから、税理士会に入って、あまねく会から指導をしてもらわねばという話は、今、通用すると思いますか。

○安念専門委員 よく引き合いに出されるところでいえば、お医者さんも非常に重大な公共的な使命を負っておられるわけだけれども、御承知のとおり医師会というのは別に強制入会でも何でもなくて、医師一人ひとりは直接に社会からというか、国家からというか、モニターされている立場です。けれども、強制入会にしないと医者の資質が下がるとか、公共的な使命を果たせないという議論は余り聞かないんですが、税理士は何か特別ですか。

忙しいときには忙しいときの仕事を割り振らなければならないけれども、それは強制入会でなくてもできませんか。つまり、強制入会でないからといって、すべての人が入会してはいかぬということにはならぬわけですから、例えば半分とか3分の2ぐらいは全国的な団体、あるいは都道府県単位の団体に入ることが予想されるんですが、それではいけませんか。

○山崎国税企画官 やはりそういったものというのは、全国一元的に税理士会の方で調整してやっていただいているというところで、しかも全員加入ということが前提で成り立っている制度だと思いますので、私どもとしてはそういった強制入会制が必要だと思っております。

また、登録ということも日税連の方でやっておりますけれども、それはきちっと資格があるといいますか、利用者の方に不測の損害を与えないように、まさに日税連が登録に当たっていろいろな内容を見ているというような状況もございますので、そういったことも考えれば、やはり強制入会というものが必要なのかなと思います。

○安念専門委員 ただ、おっしゃることはある程度わかるけれども、ある程度わからない。登録の業務を日税連がなさる、あるいは登録に当たっての事務的な業務及び審査をなさるということと、強制加入ということは論理的には直結しませんね。というのは、逆にいえばその仕事は登録あるいは審査業務だけをやる機関があってもいいわけです。つまり、私の言いたいことは何かというと、登録を日税連でしています、ですから、強制加入です、というのは論理的には成り立たない。

○鈴木主査 今は民間開放の時代だから、財務省が登録事務を民間委託するというのは、幾らでもやってよいことです。けれども、それは単純に事務として登録するだけで、その登録をした人が仕事をする。しかし、その人は何も日税連に加入する必要はないということです。強制加入というのは、弁護士がそうなのですが、懲戒権と密接に関係している問題です。弁護士の場合には、弁護士自治という独特な制度の下で、弁護士会しか懲戒権を持ってないわけです。法務省も持っていないのです。これを見れば懲戒権は財務大臣ですね。そして、日税連のやれるのはせいぜい会誌は送らないとか、講習会には出させないとか、施設を使わせないということしかできない。

だから、懲戒権と結び付いていない場合には、つまり懲戒権と結び付いているから弁護士の場合には、弁護士会に強制入会させておかないと、懲戒されそうな人は入会しないということによって、懲戒を免れるということになる。ほかにはだれも懲戒権者はいないということになっては困るというのが、日弁連の言い分ですが、税理士の場合は財務大臣が懲戒権を持っておって、日税連の会長が持っているのはパンフレットをあげませんという程度のお話なので、結び付かないですね。

もう一つは、かつては、報酬規定というものがあって、強制入会をさせておいて、報酬規定等を遵守をさせるというやり口もあっただろうと思うが、それもここに書いてあるように報酬規定はもうなくなっている。だから、何のために強制入会にしなくてはいけないのか、必要性は極めて薄れているという感じがしてならない。端的にいったら、もうお外しになりませんかということなのです。

○山崎国税企画官 今は、税理士法の中に税理士会にやっていたものに、紛議の調停というようなものもございまして、会員との間でトラブル等が発生した場合、そこは税理士会が調整をするというようなことが、税理士法にもうたわれていまして、会則の中でも定めを受けるというようなことになっております。こういった紛議の調停といったものについても、一部の会員が加入していて、一部が税理士会に加入していないということになれば成り立たないと思いますので、やはりそういった強制加入というようなものが必要なのかなと私どもは思っております。

○大橋専門委員 今おっしゃった意味は、もう少し詳しく言っていただけますか。言った意味がよくわかりませんでした。

○安念専門委員 それはクライアントとの間のトラブルということですね。

○山崎国税企画官 そうです。

○大橋専門委員 クライアントの間の。

○安念専門委員 いや、税理士とクライアントの間のトラブルです。

○大橋専門委員 紛争ですね。

○山崎国税企画官 そうです。

○大橋専門委員 紛争を解決するためには、その間に税理士会が入るわけですがけれども、それを税理士会は強制加入でないと困るというのは、論理的にそれは成り立ちますか。

- 山崎国税企画官 基本的に会員について紛議の調停をやるわけですから、会員になっていない者がいれば、そこは当然やりようがないわけでございますので、そこはやはり全員が会員になっていないと、そのところは成り立たない制度なのかなと思っております。○安念専門委員 それは違いますでしょう。
- 藤原補佐 十分に機能しない可能性がある。せっかく民民間の解決を自治的団体である税理士会に行わせるようにしようと法律上規定したわけなんです、それが十分に機能しない可能性があるという御理解をしていただければ結構かと思います。
- 鈴木主査 紛争というのはどこでもいろいろあるのだから、そうしたらその都度例えば会をつくって、強制加入をさせなければいけないのかということになる。会への強制入会を絶対的条件とする問題ではまるっきりないですね。
- 大橋専門委員 私が違うといったのは、お医者さんの場合を考えてみればいいんです。お医者さんの場合は、当然のことながら患者さんとの間にトラブルがあるわけです。だけれども、それを解決するために医師会が強制加入になっているというわけではないですね。そのロジックからいけば、私は企画官がおっしゃった強制加入にしなければならないという論理というのは成り立たないと思います。
- 藤原補佐 必ずしも紛議の調停だけが、強制入会制の必要性のわけではないんです。私は補佐をやっています藤原と申しますが、繰り返しになりますけれども、やはり強制入会制の必要性というところの一番大きなところは、税理士が何をやっているか。それは納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています。その使命を実際に現場でやるときに、先ほど申し上げましたように、税務事務が集中する時期などに、やはり一時的に税理士が不足すると。それで地方へ行ったりすると、かなり税務申告に対して援助の必要な方もやはりいらっしゃいます。そういう人に対して税務職員だけで対応できるかという、実際には困難な状況もありますから、そういう場合に税理士さんが無料相談とかをするということで、実際にそういう方々の援助をしていただいています。それをするに当たって、地元の税理士さんだけでは足りない。そうなればほかから税理士さんをそっちへ派遣するとか、そっちに行ってもらおうというときには、今は税理士会に調整をしてもらっているのが実情なんです。そういう調整をやっていただけるのは、まさに税理士さんが税理士会に入っていらっしゃるから、税理士会としてそういう税理士さんを動かせる。だから、税務事務、納税義務の適正な実現というのが図られているんだらうと考えているわけなんです。ですから、そういう意味で強制入会制ということになっている税理士会というのが非常にうまく機能しているのではないかと考えております。
- 鈴木主査 それはおたくの立場からいったら、便利でしょうね。
- 安念専門委員 それはまずい説明ですね。それは業界団体が需給調整をしているのと同じです。
- 藤原補佐 納税義務の適正な実現は、非常に重要なことだと。

- 安念専門委員　それが重要なのは私も認めます。そうではなくて、業界団体が3月15日前後に需給調整をしているとおっしゃっているんです。それはおかしい。足りないのであれば、供給を増やすべきです。そうですね。
- 藤原補佐　今、臨税の許可と申し上げましたけれども、ああいうものは、まさに地方公共団体の職員であるとか、そういう方々に許可を与えているわけなんです。
- 安念専門委員　私が申し上げているのは、税理士は確かに公共的な使命を持っているんだが、弁護士とも同じで、基本的には民間のコンサルタント業者なんです。需給というのは、本来マーケットで決まるべきものなのであって、強制加入の業界団体があるから、この時期、需給がタイトになったときに調整できますというのは、マーケットメカニズムから見ておかしいことをやっているとしか言いようがありません。つまり、足りなくなるのなら供給すべきなんであって、税理士の数を増やすべきなんです。そういう人は3月を中心にしたところ以外は、仕事があぶれますという理屈はあるかもしれないが、それはあぶれていいんです。要するにパートタイマーの税理士がいたってちっとも構わない。増やすのが解決策というか、ソリューションであるべきであって、業界団体が調整していますというのは非常にソーシャリストな解決ですね。
- 藤原補佐　例えば、地方で税務援助を必要とする方がたくさんいらっしゃって、それに税理士さんが無料相談を行うということを、税理士会が指導してやること自体が需給調整ということですか。
- 安念専門委員　私は勿論そう思います。非常に端的な需給調整だと思います。そもそも民間のコンサルタント業者なのに、無料というのはおかしいです。納税者は自分のために仕事を頼むんだから、お金を払うのが当然です。そう思いませんか。
- 藤原補佐　ただ、税務援助を必要とする人の中には、やはり経済的な理由によって税理士さんをお願いできない人もいらっしゃいますから、そういう人のためにいわゆる税理士会の使命として、そういう人からはお金をもらわずに、無料で相談に応じていると。これは税理士法にも規定がございまして、経済的理由により税務支援を必要とする者に対する規定を会則に設けなさいというの、法律上規定がございますので、そういう規定に基づいて、そういう事業をやっておると。
- 安念専門委員　しかし、そのコストは無料といっても、だれかが払っているわけです。つまり、経済的にはお金を払っているクライアントが払っているんです。だとすると、どうしてもそういう無料の税務相談が必要なのであれば、強制入会でなくても国が補助金を出しても同じことなんです。だれかがコストを負担しなければいけないんだから、それは強制入会と論理的には無関係だと思います。コストさえ払えばいいんです。私ばかりしゃべっても何だから、どうぞ。
- 山崎国税企画官　御理解いただきたいのは、やはり税理士についての位置づけとして、冒頭税理士法1条で公共的使命があるというようなことをお話させていただきましたけれども、単なる民間のお金を払ってやるコンサルタントという役割だけではなくて、

一定の公共的な役割を担っていただくということを税理士法では期待されておりますので、それにのっとった形で、税理士会としてはそういった無料相談とか、いろいろな社会貢献事業というものをやっただいています。それが法律が期待するところでもありますし、その期待に応えてくださっているということでもありますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○安念専門委員 大変結構です。しかし、医師だって強制入会ではないのに同じことをやっています。

しかも、あなたは単なる民間ではないとおっしゃるが、世の中、ただでやるサービスと云って、だれかがコストを負担しているんです。全くただの仕事というのはあり得ないんです。それは、お客さんからお金を取っていないというだけの話であって、お客さんからお金を取らないことによって発生する弁護士なり、税理士なりの機会費用はだれかが負担しているんです。それをだれが負担するかという問題であって、現状では他のクライアント、お金を払って税理士の業務を消費している人が払っているわけです。私の言いたいのはこういうことです。そのような公共的な役割を果たすために必要なコストは、だれかが負担しなければいけないし、だれかが負担すればそれでいい。負担する人が決まっていれば、それでいいんです。強制入会と論理的な関係はないということをお願いいたします。

○鈴木主査 だから、これを見ていると、いろいろな雑務について、あるいは今のような相談をただでやらせるために、国は懐を痛めずに何もかも税理士会に頼んでしまってやらせよう。基本はそういうシステムなのです。それもあってもよい。あってもよいが、であるがゆえに、全員強制というところに、私どもは矛盾というのか問題を感じるのです。

だから、皆さんがボランティアに入って、そういう税理士の公共的使命、あるいは社会的地位を高めるために、ひとつ我々も入ろうと云って、ボランティアに入るのだったら私は別に否定はしません。しかし、入らないと業としてすることができないというしきりをつくっておいて、財務省の便利な無料奉仕者というような役割を担わせるのは、おかしいのではないかと云っているのです。それは他の士業も同じです。

○大橋専門委員 更につけ加えれば、もしあなたが税理士というのは公共的使命の高い仕事をしているんだから、強制加入というのが必要なんだという論理を展開するとしたら、それは間違っている。公共性の使命の高い仕事をしているのは、税理士にとどまらない。ところが、そういう公共性の高い仕事をしている職業であっても、決して強制加入していないものもかなり多いわけですから、そういうこととの比較からいえば、強制加入というのはよほどの理屈がなければできない。

現状では、例えば日本税理士会連合会だとか、日本税理士会というのは何をやっているのかよくわからないぐらいなので、おっしゃった無料相談みたいなものも確かにやっているかもしれないけれども、それ以外にまさに組織として、例えばどんなことをやって

おるんですか。

- 藤原補佐 やはり税理士の資質の向上のために、日ごろから研修事業をやったり、指導、指導というのは、いわゆる税理士を取り巻く環境などで必要な事項について税理士に連絡をしたり、いろいろな各種指導、もし税理士に非行のようなものがあれば、そういう非行が起こらないようにいろいろと税理士会として監督・指導しています。
- 大橋専門委員 税理士の資質の向上をするために、そのことから直ちに強制加入が必要だということにはならぬでしょう。
- 藤原補佐 ただ、それをだれかがやるとなったときに、強制入会制であれば、それがその会として、各会員に対して行える。やはりそれは非常に大きなところだと思います。それがなければ、だれかがやらなければならないといったら、それをすべての税理士に対して、同じように指導・監督するためには、結構行政側のコストになるのかなと。そういう逆の弊害も出るのかなと思っております。
- 鈴木主査 だから、だれかがやるために、例えばそういうものをつくったら、医師会も強制加入でもないのにあるのと同じように、税理士会という強制加入でないものができるでしょう。そこのところに対して業務委託をする。国の事務を委託するのだったら、対価を払うべきものは国が払うべきです。それをただ乗りするものではないということなのです。

強制加入というのは、やはり規制中の最大の規制ですね。あなたは会に入らないと商売できませんというのだから、これほど大きな規制はないです。強制加入というものをバックグラウンドにして、いろいろ報酬規定とか何とかなどはとれていったというけれども、やはり1つの囲い込みというのか、1つのグループを形成して、他の士業との関係で垣根というものをつくってしまうのです。そして、それが陰に暗に同じような方向でやろうという一種のカルテルというようなものの土壌になっていくという弊害が現実問題としてあるわけです。

というところから、自分が入りたいという人は入ればよい。入りたくないという人は入らなければよい。入らなければいろいろな資料は送ってくれない、会館の施設は使わせてくれないというディスアドバンテージがあるのだから、それで十分ではないかということです。

もし入っていないために、十分なインフォメーションを受け取れない税理士は間違いをするでしょう。そうしたら、あの人は余り信用できないということで、顧客が逃げていきます。だから、そういうメカニズムに任せたらよいのではないですか。どうしても入らないと、仕事をやってはいけないというには、根拠が余りにもなさ過ぎるということを言いたいのです。そこのところを少し考え直して変えてくれと言っているのです。そうでないと、垣根をみながつくってしまって、我が村に立ち入るべからず、強制入会だから私のところには入れないと。入れないから仕事をさせないということを士業である資格をよいことにして救い合っているのです。これはおたくの業界だけではなくて、すべ

てのところがそうです。

数年前に、たしか規制改革委員会のときに、垣根を低くしようと思ってやって、税理士にも法廷陳述権というような資格を与えて、弁護士の業務の一部を開放したのです。そうしたら、その後どうなったのといったら、皆さん垣根をますます高くして、ガードを硬くしてやっておられるやに聞くから、ちょっと趣旨と反しますということも言いたいということで、ほかならぬ財務省だから、積極的にこの問題は進めてください。

それともう一つだけれども、実は宿題があります。税務官吏は、税理士試験を受けずに税理士になれるし、その割合は半分か半分ぐらいいたはずです。これは積み上げ試験なのだから、しかも司法研修所の前のところの大きな税務大学校で勉強しますね。それは結構だ。結構だけれども、そこで勉強したら試験はきちっと受けて、そして同じように試験合格者だという身分を持ってくださいという話は随分やったのです。

○大橋専門委員 約七万の税理士がおられるようだけれども、現状として、どのぐらいの割合ですか。

○藤原補佐 約三割が元国税職員だったと記憶しております。ただ、それらのすべてが試験免除かどうかは、試験を受けている方もいらっしゃいますし、公認会計士になられた方もいらっしゃいますし、それはすべてが免除を受けているわけではございません。

○大橋専門委員 これは改めて御説明いただきたいと思うけれども、なぜこういういわゆるOBの方が特例的な措置によって税理士に成り得る。その理由は何ですか。

○大西補佐 一番はもともとそういう税務の仕事をずっとやってきているわけで、職員であっても、まさに行政の専門家、実務家なわけです。その年数も23年以上ということでもありますけれども、実際にはその知識、能力、経験は、まさに税理士として要請されるいろいろな資質について、十分兼ね備えていると考えております。

当然に御承知のことだと思いますけれども、税理士だけではなくて、ほかの士業においても一部そういうふうな職員に対して試験免除を行う、もしくは簡易な試験で合格をさせるという制度はございますし、また外国においても、殊に税理士関係のような、例えばアメリカでいえば、登録代理人という制度があるそうですけれども、これはアメリカのIRS、内国歳入庁の職員については5年以上勤務すれば、そういう業を行うことができるであるとか、ドイツにおいても同じ税理士の資格について、15年以上の勤務ということで、そういう資格を与えると。そういう今まで培ってきた知識、経験、ノウハウというものを生かして、それをもって活躍をしていただくということに関して。

○大橋専門委員 それはよくわかる。専門的スキルを持っているというのはわかるけれども、だから試験は要りませんというわけにはいかない。そんな専門的知識を持っている人なら試験を受けてみればいいのではないですか。受けさせればいいのではないですか。

○鈴木主査 しかも、試験はさっき言ったように積み上げなのだから、年をとって定年になったときに、全部の試験を受けよといったら、これは無理です。せっかく税務大学に行って、勉強したうえで実務をやっているのだから、そのときだったら1番、2番で入

るのは税務官吏ではないですか。だから、その年代のときにとっておけばよいのではないですか。

○大西補佐 逆に本当に在職中に関しては、職業として、この税務職員としての仕事にやはり邁進をさせたいというところが一番あるかと思います。

御承知のように、先ほどの資料にもありましたとおり、確かに5科目の合格制という形で、毎年1科目ずつ取れるということではありますけれども、逆にいえば、取るのに相当の年数が要するというのも事実だろうと思います。そういう期間は会計事務所等で、もしくは大学に行きながらそういう試験を受けている方はいっぱいいらっしゃいますし、それから専業といったらおかしいですけれども、勉強に専念をして何年も税理士試験を受けてという方もいらっしゃるように聞いていますので、私ども税務職員というのは、まさにそこに対する知識とか必要なノウハウ等については、研修であるとか、先ほど税務大学校の大規模なといったらおかしいんですけれども、長期間の研修とか、そういうものを常にやりながら、すぐに仕事にそれを生かしていかないといけないという状況で、職員にそここのところを受けなさいという話になってくると、職務に専念するところに対して、相当いろんな意味での制約がかかってしまったり、そっちを優先されるということになると、私どもの仕事上でやはり相当ロスがあるような感じがいたします。

○鈴木主査 勉強してきているのだから、若いときだったら、わざわざそのためにまた勉強という必要もない。

○大西補佐 今は公務員抑制の問題とかいろいろございます。その中で、私どもの仕事の特性で、これは実際に仕事をして、例えば調査をするにも、相当の実人は人材育成のための投資であるとか、もしくは期間というものを要するんだろうと思います。通常、最低でも3年間ぐらいは、どちらかというとも勉強を中心に行っておるような状況で、そこで十分な知識を得られたということで、全部流失をしてしまうことになる、国家にとっては大変大きな損失になるのではないかなと思います。

やはりある程度10年、20年というところはしっかりと、そこに今までかけたし、御本人も努力してきたということだと思いますけれども、私どもも税金でそういう人材の育成も図らせていただいているところもございますので、しっかりと職務に邁進していただくというのは、ある程度の期間が必要ではないかなと。その辺は御理解いただきたいなと思います。

○鈴木主査 ところで、法廷陳述権が欲しいというから、開放したのだろうが、それは現実に行使されていますか。

○山崎国税企画官 手前ども件数的に把握はいたしておりませんが、税理士会の方で、できるだけ多くの方が対応できるような形で研修等はしっかりやっていただいているようでございます。

○鈴木主査 時間もありませんので、今日はこれまでにしますが、強制入会の問題についての御説明は、そちらも御説明しながら苦しんでおられたけれども、ちょっと論拠がな

さ過ぎます。

- 安念専門委員 先ほどいみじくもおっしゃったけれども、行政の方がコストを負担しなければならないというのは、誠に本音なんだが、それを言ったら行政でコストを負担する方がフェアなのではありませんかという議論で、すぐにつぶされてしまいそうなので、それは強制入会を正当化はしません。だれがコストを負担するかの問題なんです。
- 鈴木主査 そういうことで、よく考え直してきていただきたい。どうもありがとうございました。

(財務省関係者退室)